

沿岸広域振興局長告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年12月6日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 路線名 桜峠平田線
- 2 供用開始の区間 釜石市唐丹町字花露辺191番1地先から大字平田第9地割25番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年12月6日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和4年12月6日から令和5年1月5日まで